

## ■ATC取引所の開設方法

ATC取引所 (<https://www.atcex.ph/>) でアカウントを開設する。

※最重要：SBI01で会員登録したメールアドレスをお使いください。

開設手順はこちらのサイトをご参考ください。 (<http://atomiccoin.jp/atcpc/>)

## ■ATC取引所でメールアドレスを紐づける方法



The screenshot shows the ATC account management interface. The 'アカウント' (Account) tab is selected and highlighted with a red box. Below it, the 'E-mail' field is set to '未設定' (Not set), and the '今すぐバインドする' (Bind now) button is highlighted with a red box. Other fields include '携帯認証' (+81), 'Google認証' (未認証), '身分認証' (未認証), 'ログインパスワード' (パスワード強度: 中), and 'PIN' (設定完了).

項目	状態	操作
携帯認証	+81	修正
E-mail	未設定	今すぐバインドする
Google認証	未認証	直ちに認証する
身分認証	未認証	直ちに認証する
ログインパスワード	パスワード強度: 中	修正
PIN	設定完了	修正

Footer links:

- 私たちにについて
- サービス
- 同意
- 我々に連絡する
- 手数料
- ヘルプセンター
- Token listing
- ビジネス協力センター: support@atcex.ph
- デジタル資産の紹介
- Legal Statement
- お客様センターに連絡する: service@atcex.ph
- Privacy Policy
- Terms and Conditions of Use

# ■SB101アカウント内のアトミックコインをご自身のATC取引所アカウントに移行する場合



※登録メールアドレスが同じであれば12月以降順次自動的に移行されます。特に作業は必要はありません。



※SB101内総資産のATC残高は12月以降、移行完了後に更新されます。それまで変わりません。

※ご自身のATC取引所アカウントにアトミックコインが入った瞬間から2年間のロックアップ計算がスタートします。

# SB会員同士アトミックコインの移行方法（相対取引）

（SBI01から届いた移行に関するご案内メールを熟読した上で当資料をお読みください。）

SB会員AからSB会員Bにアトミックコインを移動したい場合

## ステップ1（必須）

SB会員Aが登録したメールアドレスで「[cs@raptino.com](mailto:cs@raptino.com)」にアトミックコインの移行依頼のメールをする。

※メールの本文に、送り元のID番号、送り先のID番号、移動したいATCコインの数を明記してください。  
ID番号は、必ずSB Clubに表示している3からスタートのMember IDでお願いします。

## ステップ2

atc.transferから移行完了メールが届きます。これで完了です。（依頼メール送信から1週間ほど）

## ステップ3（推奨）

移行したアトミックの数をご自身で記録する。

（移行依頼をしてもSBI01内の総資産表記はすぐには変わりません。2020年11月末に移行依頼締め切り後、12月より順次移行作業に入ります。ATC取引所に移行完了した際に初めてSBI01内のATC総資産とATC取引所のアトミックコイン所有量の表記が変わるので、それまでご自身で記録し覚える必要があります。）

## ■SB会員同士の相対取引の場合（例：会員Aのアトミックを会員Bに移行する）

SB会員A SBI01アカウント

注) 会員AのSBI01サイト内のATC総資産表記数は12月以降順次に変わります。

ステップ1:

SB会員Aは「cs@raptino.com」宛にSB会員Bへのアトミックコイン移行をメールで依頼※1

※1 メール本文に、送り元のID番号、送り先のID番号、移動したいATCコインの数を明記してください。ID番号は、必ずSB Clubに表示している3からスタートのMember IDをお願いします。

SB会員B SBI01アカウント

注) 会員BのSBI01サイト内のATC総資産表記数は増えません。

メールアドレスA

登録メールアドレスが同じであれば自動移動

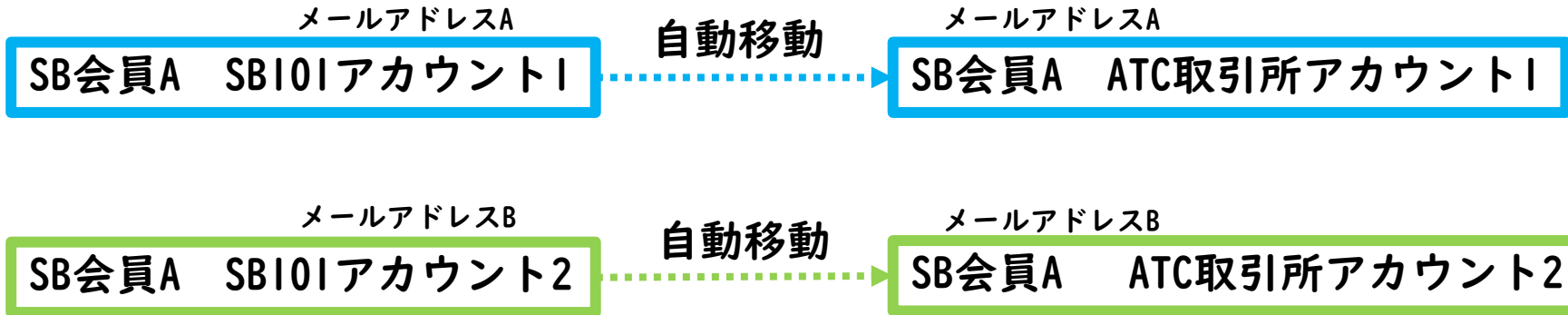
「cs@raptino.com」宛にATC取引所にアトミックコイン移行する旨のメールを送る必要はありません。SBI01アカウントに紐づくメールアドレスとATC取引所アカウントに紐づくメールアドレスが同じであれば、SBI01内にあるアトミックコインは12月以降順次自動的にATC取引所アカウントに移行されます。

メールアドレスA

SB会員B ATC取引所アカウント

注) 会員BのATC取引所内のATC総資産表記数は12月以降順次に変わります。

## ■同一人物複数SBI01アカウントでアトミックコインを所有している場合 (前半)



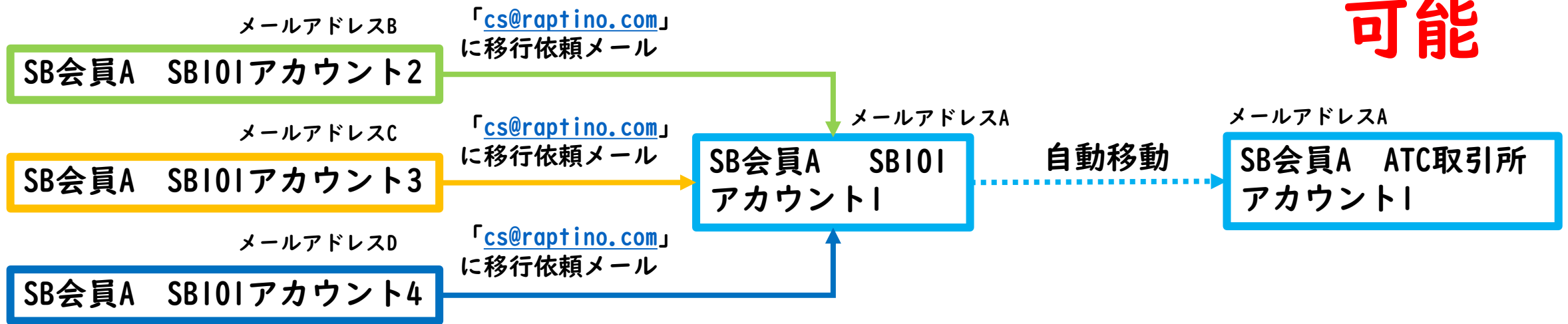
**可能**

複数SBアカウントのアトミックコインを複数ATC取引所アカウントに移動する場合、それぞれの登録メールアドレスが同じであれば12月以降順次自動移動。特に移動依頼のメールを送る必要はありません。



それぞれの登録メールアドレスが違う場合、本人かどうか確認できない為、自動移動は出来ません。それぞれのアカウントのKYCで本人確認する必要がございます。

## ■同一人物複数SBI01アカウントでアトミックコインを所有している場合 (後半)



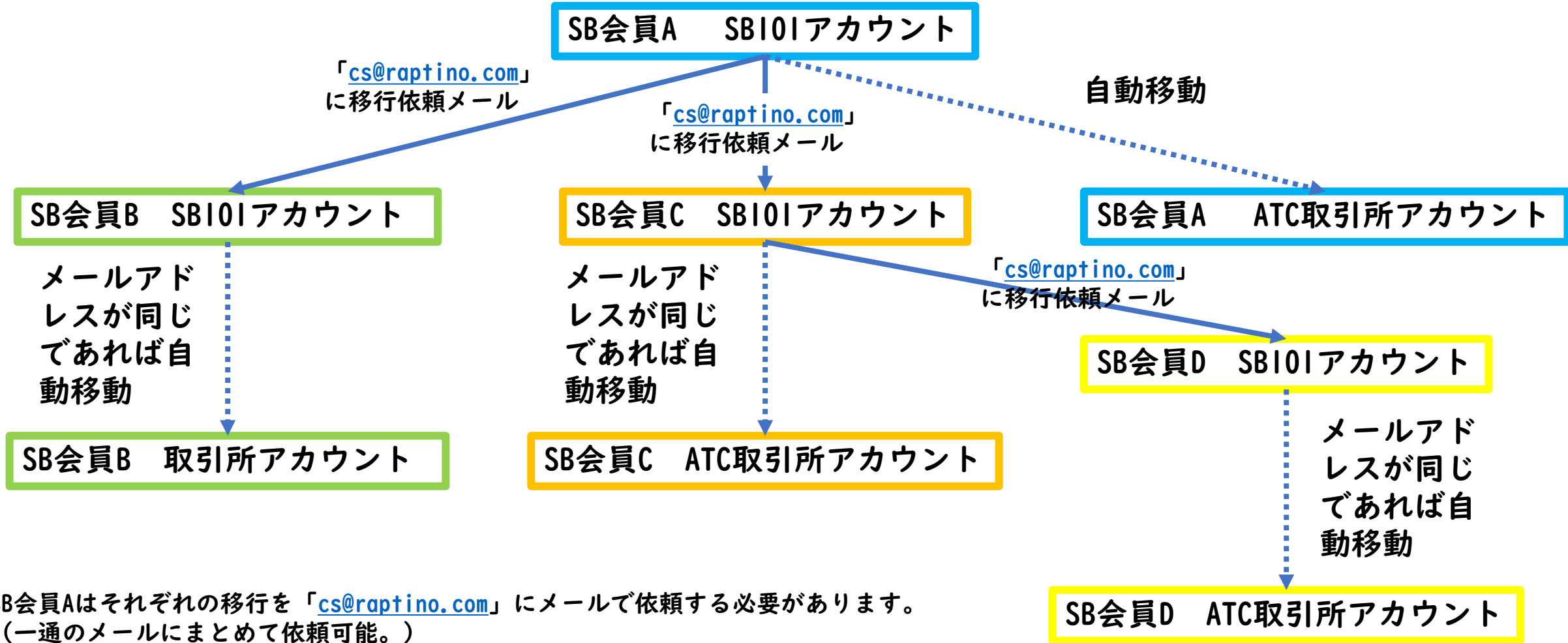
複数のSBI01アカウント内のアトミックコインを一つのATC取引所アカウントで管理したい場合

まずそれぞれのSBI01アカウントのアトミックコインを一つのSBI01アカウントに送ってください。  
(11月末までにメールで移行依頼)

その後集約したSBI01アカウントに紐づくメールアドレスと同じメールアドレスをATC取引所に紐づける。  
そうすることで12月以降順次アトミックコインが自動的にATC取引所のアカウントに移動されます。

## ■複数会員にアトミックコインを移行する場合

注) 誰にいくら移行したかご自身で記録する必要があります。  
SBI01のシステム内では反映しません。



アトミックコインをもらった会員B、C、DのSBI01アカウント内アトミックコイン総資産表記は変わりません。もともと0であれば0のままです。  
12月以降全移行依頼順次処理後、会員B、C、DのそれぞれのATC取引所アカウントにアトミックコイン数が反映されます。

# 注意事項 アトミックコインの相対取引について

相対取引は会員同士が了承と同意のもとで行う取引となります。SBI01は会員同士の相対取引が公正になされたかどうか、等価交換であったかどうかなどを把握することは出来かねます。その為、会員同士の相対取引で生じたすべての問題やトラブルは会員同士の責任とし、SBI01は一切関与することはありません。予めご了承ください。また十分に注意して各自相対取引を行ってください。

またアトミックコインの移行依頼締め切りは11月末となります。その為、相対取引が可能なのは11月末までとなります。ご注意ください。